

次のとおり条件付一般競争入札を行う。

令和8年6月3日

収支等命令者

佐賀県総務部行政デジタル推進課長 土 井 慎 一

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 支線系（各総合庁舎）フロアスイッチ賃貸借契約
- (2) 契約の仕様等 支線系（各総合庁舎）フロアスイッチ賃貸借仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間 契約締結の日から令和13年12月31日まで
- (4) 履行場所 佐賀県総務部行政デジタル推進課長が認めた場所

## 2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 本調達は、単独企業又は共同企業体による条件付一般競争入札とする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の出資の割合

キ 構成員の責任

ク 取引金融機関

ケ 決算

コ 利益金の配当の割合

サ 欠損金の負担の割合

- シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置
  - ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置
  - セ 解散後の契約不適合責任及びその他必要な事項
- (2) 入札に参加する者の資格は、単独企業にあっては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件の全てを満たすこと。
- なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。
- ア 単独企業の資格要件
- (ア) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）により、業種名「通信・設備機器類」および品目特記「通信機器」の入札参加資格を有する者であること。
  - (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
  - (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (エ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (オ) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
  - (カ) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
  - (キ) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次の b から g までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

- a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- b 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- c 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- d 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

イ 共同企業体の資格要件

- (ア) 共同企業体の構成員数は、3社以内であること。
  - (イ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
  - (ウ) 全ての構成員が、構成員数による均等割の10分の6以上の出資比率を有すること。
  - (エ) 構成員の全てがアの(ア)から(キ)までの要件を満たすこと。
  - (オ) 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。
- (3) 管理技術者または作業員の中に、過去5年以内に佐賀県と同等（利用端末数5,000台）以上の規模のネットワークの構築実績を有するものが含まれること。

- (4) 管理技術者または作業者の中に、経済産業省情報処理技術者試験のネットワークスペシャリスト試験の合格者又は佐賀県公共ネットワークの構築・運用等について十分な実績を有する者が含まれること。
- (5) 競争入札参加資格確認申請書提出時点で、本業務を実施する組織・部門において、ISMS 適合性評価制度（ISO/IEC27001、JIS Q 27001）に関する最新版の認証または P（プライバシー）マーク認証のいずれかの情報セキュリティ認証規格を取得していること。

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県総務部行政デジタル推進課 情報監理担当（新館 6 階）

電話番号 0952-25-7038

電子メールアドレス [network@pref.saga.lg.jp](mailto:network@pref.saga.lg.jp)

#### (2) 入札関連様式等の交付方法及び交付期間

令和 8 年 6 月 3 日（水）から同年 6 月 12 日（金）の午後 5 時まで佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

#### (3) 質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、別に定める質問書により行うこと。

ア 質問書の提出期間 令和 8 年 6 月 3 日（水）から 6 月 9 日（火）の午後 5 時までとする。

イ 質問書の提出方法 (1)の電子メールアドレスへ送信すること。

ウ 質問書への回答 令和 8 年 6 月 11 日（木）までに県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

#### (4) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書、会社概要に関する資料（パンフレット等）、誓約書、実績書、管理技術者または作業者が経済産業省情報処理技術者試験のネットワークスペシャリスト試験の合格者であることを証する書類の写し及び情報セキュリティ認証規格証明書の写しを(1)の部局まで郵送し、又は持参すること。

#### イ 提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時（郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和8年6月16日（火）までに通知する。

#### (5) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が2の(2)のアからカのいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(2)のアの(キ)のbからgまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者であることが判明したとき。

オ その他本契約について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年6月18日（木）午前10時（入札を郵送で行う場合には、外封筒に「支線系（各総合庁舎）フロアスイッチ賃貸借契約に関する入札書在中」と表書きし、内封筒に入札書を封入して簡易書留で郵送すること。また、同月17日（水）午後5時までに(1)の部局に必着のこと。）

なお、変更の場合は、入札者に対し別途連絡する。

イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁旧館4階 正庁

なお、変更の場合は、入札者に対し別途連絡する。

(7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(8) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除する。

(9) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(10) 入札方法に関する事項

ア 入札は、入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出する

ものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

#### (11) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、入札価格が規則第 105 条の規定により作成された予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で最低の価格をもって入札した者でなければならない。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第 1 回目の開札の結果、入札価格のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、3 回を限度とし、直ちに再度入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。

エ 入札は 3 回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終の入札において有効な入札

を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

(12) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において(10)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ 1人で2以上の入札をした者

サ 代理人でその資格のない者

シ 保証金を納入しない者及び保証金額が不足する者

ス 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(13) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることが

できない。

(14) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(15) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(16) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約書を提出しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。ただし、規則第115条第3項のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額する。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定に基づき、次の(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又

は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（電子交換所に参加している金融機関のものに限る。）  
券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権  
証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(4) 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報、その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告し、入札を行うものとする。

(7) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。

(8) 本業務に従事する者又は従事していた者が、当該業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）上の罰則規定に基づき処罰されることがある。

る。

(9) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び規則の定めるところによる。

(10) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載を禁止する。